官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通二）　一
〔告　示〕
○高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示（厚生労働・国土交通二）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、地方職員共済組合役員の異動関係　二〇
会社その他
会社決算公告　三〇

省令

○厚生労働省国土交通省令第二号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条、第七条第一項第五号、第二十八条第三項及び第三十九条第三項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十日

厚生労働大臣　後藤　茂之
国土交通大臣　斉藤　鉄夫